

[illegible]

令和 8 年 6 月
三 郷 町

入 札 説 明 書

建設コンサルタント等の業務委託に係る公示に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加を希望する者は、下記の事項を熟知のうえ、申請しなければなりません。

1	公 告 日	令和 8 年 6 月 3 日
2	契 約 者	三郷町長 木谷 慎一郎
3	業 務 名 称	令和 8 年度 町営住宅 20 号棟外壁改修工事設計業務（社会資本整備総合交付金）
4	業 務 委 託 場 所	生駒郡三郷町立野北 1 丁目 29 番（町営住宅 20 号棟）地内
5	履 行 期 間	契約締結日 から 令和 9 年 3 月 26 日 まで
6	予 定 価 格	15,300,000 円（消費税相当額を除く）
7	最低制限価格	12,510,000 円（消費税相当額を除く）
8	開 札 日	開札日：令和 8 年 6 月 30 日（火） 時 間：午前 10 時 00 分 電子入札システムにより開札を行います。
9	業 務 内 容	町営住宅 20 号棟外壁改修工事設計業務
10	競争入札に参加する者に必要な資格	三郷町契約規則（平成 10 年 5 月三郷町規則第 9 号）第 18 条に規定する指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」といいます。）に登載されている企業であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第 14 に掲げる審査結果において入札参加資格の確認を受けた企業のみが、この入札に参加することができます。 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。 (2) 本公示日までに、有資格者名簿の測量・コンサルタント業務「建築一般」に登載されていること。 (3) 過去 10 年以内に、国、地方公共団体の発注する同種業務（※1）の成果品等の引渡し完了した元請実績を有すること。 (4) 当該業務の実施に際し必要な技術者（※2）を業務期間中配置できること。 （※1）同種業務とは、5 階建て以上の公共建築物の外壁改修設計業務の設計業務とする。 （※2）必要な技術者とは、次に該当するものとする。 管理技術者：一級建築士の資格を有するもの 担当技術者：一級建築士の資格を有するもの

		※管理技術者及び担当技術者は、兼務できないものとする。 (5) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、三郷町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。 (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更正手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。 (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。 (8) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
11	競争入札参加資格の確認手続	入札に参加しようとするものは、あらかじめ、電子入札参加申込書（様式第 0 号）、一般競争入札（条件付）参加申込書（様式第 1 号）、同種業務の実績に関する資料（様式第 2 号）及び配置予定技術者に関する資料（様式第 3 号。以下前記様式第 0 号から第 3 号までを合せて「申込書等」といいます。）を町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。 (1) 申込書等の配布 ア. 期 間 公告日より イ. 場 所 入札情報公開サービスよりダウンロードすることができます。 (2) 申込書等の提出 ア. 期 間 （様式第 0 号） 公告日 ～ 令和 8 年 6 月 17 日（水） （様式第 1～3 号） 令和 8 年 6 月 17 日（水） イ. 場 所 （様式第 0 号） 電子入札システム

		(様式第 1～3 号) 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号 三郷町役場 総務部 まちづくり推進課 (庁舎 2 階) ウ. 時 間 午前 9 時 から 午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く) (3) 申請書提出部数 1 部
12	設 計 図 書 等 の 閲 覧	本業務に係る設計書、仕様書、図面等 (以下「設計図書等」という。) については、下記の期間入札情報公開サービスよりダウンロードすることができます。 配布開始日 : 公告日より
13	設 計 図 書 等 に 対 する 質 問 及 び 回 答	設計図書等に対する質問は、下記の期間に町長に対し書面により提出してください。質問に対する回答は、提出後速やかに書面にて行います。また、提出された質問書及び回答書は、開札日の前日まで閲覧の方法により、他の申込者にも周知を図るものとする。 ア. 場 所 【質問】 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号 三郷町役場 総務部 まちづくり推進課 (庁舎 2 階) 【回答】 入札情報公開サービスに掲載 イ. 期 間 公告日 から 令和 8 年 6 月 16 日 (火) ウ. 時 間 午前 9 時 から 午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く)
14	参加資格の確認 及びその公表	申込書等の審査結果については、以下の方法によります。 (1) 参加資格を得た企業について 三郷町電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書にて通知します。また、入札事前公表書により入札情報公開サービス及び三郷町役場 2 階入札掲示板にて公表を行います。 (2) 参加資格を得ることができなかった企業について 三郷町電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書にて通知します。この場合、その理由について説明を求めることができます。この場合には、交付日の翌日 (土曜日、日曜日及び祝日は除く) にその旨を記載した書面を交付先まで持参して下さい。書面の提出があった場合には、持参日の翌日 (土曜日、日曜日及び祝日は除く) に回答します。 (3) 公表日及び通知日

		令和 8 年 6 月 22 日（月）
15	入 札 の 方 法	(1)電子入札により入札を執行します。 ※なお、やむを得ない事情で三郷町電子入札システムが利用できない場合は、三郷町ホームページに掲載の「紙入札参加承認願」を電子入札参加申込書の提出期日までに、まちづくり推進課へ提出してください。三郷町ホームページ掲載の「郵便入札の方法」に基づき、郵便入札でも受付を行います。 ※電子入札及び郵便入札の両方で応札された場合は、無効となりますのでご注意ください。 (2)入札に係る金額の記入方法 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載してください。 (3)入札執行回数は 1 回とします。 (4) 電子入札システムによる入札及び郵便入札について、開札日の前日（休日に場合は前日に繰り上げる。）の 17 時までに到着したものを有効とします。 (5)入札結果（落札者への通知） 入札の結果は、参加者へは開札当日に電子入札システムにて通知します。また、翌日、入札情報公開サービス及び庁舎 2 階の入札掲示板でも入札結果をご覧頂けます。電話等での問い合わせには、お答えいたしません。
16	入 札 の 無 効	この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とします。
17	入 札 中 止 条 件	この入札手続執行途中で、競争入札参加資格があると確認された業者が 2 者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止します。
18	入 札 保 証 金	三郷町契約規則第 4 条 2 項 2 号の規定により免除とします。
19	契 約 保 証 金	三郷町契約規則第 32 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を現金もしくは、契約者が保険会社との間に、三郷町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、その保険証券を納付すること。又は、三郷町契約規則第 33 条の規定により、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。 （ただし、契約金額が 2,000 万円未満は免除とします。） (1) 国債及び地方債 (2) 銀行が振出し、又は、支払保証をした小切手

		(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
20	落札者の決定	(1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札終了後に当該入札者による電子くじを行い、落札者を決定します。
21	落札及び契約の無効	入札前及び落札後、入札に対して談合の事実又は疑義の申し立てにより、当該業務を担当させるに相応しくないと認めた場合においては、落札を無効とし契約締結後にあっても契約を破棄するものとします。
22	その他留意事項	(1) 書類作成及び提出に係る費用、郵送に係る費用等は申請者の負担とします。 (2) 現場説明会は原則として実施しません。 (3) 申込書等提出時のヒアリングは実施しません。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがあります。また、申込書等に虚偽の記載が発覚した場合は、本業務の参加資格はないとともに、入札参加停止措置を講ずることがあります。 (4) 提出された申込書等は返却しません。 (5) 提出期限以降における申込書等の差し替え及び再提出は認めません。 (6) 落札者は第 3 号様式に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。なお、種々の状況からやむを得ないものとして町長から承認された場合のほか、配置技術者の変更は認めない。
23	問い合わせ先	不明な点については、三郷町役場総務部まちづくり推進課まで問い合わせてください。